

(参考1) 宣言地域等の考え方

宣言地域内

栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、
兵庫県、福岡県

※緊急事態宣言が解除された地域も含む

宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域

2016年以降の旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることが
2021年1月以前から公開されている統計データにより確認できる市町村等

※ V-RESAS等を用いた参考分析方法・結果は33～42ページを参照。

※ 当該分析も含めて、2021年1月以前から公開されている他の統計・調査（都道府県単位より狭い範囲を特定可能なもの）を用いて、申請者自らの確認により、申請が可能。

その他

上記以外の地域

(参考2) 保存書類の取扱いについて

- 申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、電子的方法等により7年間保存してください。
- その際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります。